

**第66回国民体育大会山形県予選会
兼第38回東北総合体育大会山形県予選会
馬術競技実施要項**

1. 期 日 平成 23 年 7 月 9 日(土) 午前 11 時 競技開始
平成 23 年 7 月 10 日(日) 午前 9 時 競技開始 競技終了後、表彰式並びに閉会式
2. 会 場 上山市市民馬術場
3. 主 催 山形県教育委員会 財団法人 山形県体育協会 上山市教育委員会 上山市体育協会
4. 共 催 村山地区高等学校体育連盟
5. 主 管 山形県馬術連盟

6. 競技種別・種目及び実施要項

種別	種 目	実 施 基 準
成年男子	スピード & ハンディネス競技	FEI 規程第 23 版の基準表 C、第 263 条を適用する。高さ 1. 30m 以下、幅 1. 50m 以下、12 障害以内、全長 650m 以内とする。
成年女子・少年	馬場馬術競技	日本馬術連盟制定の国体少年馬場馬術課目を実施する。
	標準障害飛越競技	FEI 規程第 23 版の基準表 A、第 238 条 2.2 を適用する。高さ 1. 20m 以下、幅 1. 40m 以下、水濠幅 3. 50m 以下、10 障害以内、速度 350m/分、全長 500m 以内とする。
	スピード & ハンディネス競技	FEI 規程第 23 版の基準表 C、第 263 条を適用する。高さ 1. 10m 以下、幅 1. 40m 以下、12 障害以内、全長 600m 以内とする。

7. 競技日程

- 平成 23 年 7 月 9 日(土) 第1競技 成年女子馬場馬術競技
第2競技 少年馬場馬術競技
第3競技 成年女子標準障害飛越競技
第4競技 少年標準障害飛越競技
- 平成 23 年 7 月 10 日(日) 第5競技 成年男子スピード&ハンディネス競技
第6競技 成年女子スピード&ハンディネス競技
第7競技 少年スピード&ハンディネス競技

※第 3 競技、第 5 競技の前にトライアル種目(障害 L-C)を実施する予定です。

8. 第 66 回国民体育大会東北地区予選会の出場人馬

閉会式後、選手選考会において決定する。ただし、次に定める参加資格に該当する者から選出される。
なお、第 66 回国民体育大会の出場人馬は、東北ブロック大会終了後に決定する。

9. 参加資格 (1) 第 66 回国民体育大会山形県予選会総則 7 の「参加資格及び選手の年齢基準等」及び第 66 回国民体育大会総則 5 並びに馬術競技実施要項 6 の「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」による。
- (2) 参加選手については、第 66 回国民体育大会馬術競技実施要項 6 の「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」(2) 中、「ブロック大会の参加申し込み時点で」を「本予選会申込み締め切り前日時点で」に読み替えるものとする。

10. 参加申込み方法

所定の用紙に記入し、平成 23 年 6 月 19 日(日) まで必着するよう下記まで申し込むこと。

<申込先> 〒990-2323 山形市桜田東3-8-27

山形県馬術連盟 事務局長 高橋 昭一 宛

11. 参加料等及び納入方法

(1) 大会参加料

本大会に参加する選手は、次の参加料を申込みと同時に納入すること。一旦納入された参加料は、いかなる理由があろうと返却しない。

- ① 成年 1,500 円 (オリンピック募金 250 円、スポーツ振興募金 100 円を含む)
- ② 少年 1,000 円 (オリンピック募金 170 円、スポーツ振興募金 100 円を含む)

(2) 種目申込料

本大会に参加する選手は、大会参加料のほかに種目申込料として一種目につき 1,000 円の申込料を大会参加料と同時に納入すること。一旦納入された申込料は、運営側の都合により種目不成立となった場合を除き返却しない。

(3) 納入方法

大会参加料及び種目申込料の納入は、直接事務局に持参するか以下の方法によること。

- ① 現金書留の場合は、参加申込先に送付すること。
- ② 口座振込みの場合は、次の口座に送金のこと。

山形銀行 本店営業部 普通口座 3136302
山形県馬術連盟 高橋 昭一 宛

12. その他

- (1) この競技会は、「国際馬術連盟規程」第 23 版、「日本馬術連盟競技会規程」第 23 版、「国体馬術競技規定(第 66 回用)」「日馬連ホームページに掲載」を適用する。
- (2) 同一種目には、同一馬一回限りの出場とする。ただし、同一馬に男女の選手が騎乗する場合には各一回ずつ出場できる。
- (3) 各種目において、2 名以上の申込みがない場合には、演技した場合に限り競技成立とみなす。
- (4) 参加申し込み締切日以後の追加申し込みは受け付けない。また、いわゆる「オープン」参加は認めない。
- (5) 大会中の事故に対しては、応急の措置はするがその責は負わない。
- (6) 参加選手は、傷害保険に加入していること。
- (7) 障害飛越競技の際に、競技場及び練習場において騎乗する場合には、何人も固定式顎紐付き乗馬用防護帽を必ず着用すること。
なお、競技中に防護帽を落下した場合には、選手に罰金 10,000 円を科す。
- (8) 参加馬の防疫は以下のとおり行い、防疫記録が健康手帳に記載されていること。これに従わない馬匹の出場は認めない。
- (7) 馬伝染性貧血検査
入厩日前年 1 月 1 日以降の家畜保健衛生所の検査成績が、陰性であることの証明がされていること。
- (イ) 馬インフルエンザ予防接種
基礎免疫として 21 日以上 2 ヶ月以内(H 20. 3. 31 以前は 2 週間以上 2 ヶ月以内)の間隔で 2 回摂取後、以降継続して 6 ヶ月+21 日以内(H 20. 3. 31 以前は 1 年以内)に補強接種を実施していること。以上が満たされていない場合は基礎免疫を再度実施すること。なお、直近の接種は大会終了日前 6 ヶ月+21 日以内、入厩日の 2 週間以前に完了しておくこと。
- (ウ) 流行性脳炎(馬の日本脳炎)予防接種
平成 23 年 5 月以降に 2 週間から 2 ヶ月以内の間隔で 2 回接種していること。
- (9) 参加馬の入退厩は、平成 23 年 7 月 9 日午前 8 時から同 7 月 10 日午後 5 時までとする。
- (10) 選手の打合せ会を、平成 23 年 7 月 9 日午前 9 時 30 分から馬術馬場審判棟で行うので、参加団体の代表者は必ず出席すること。